

平成27年度

# 事業計畫書

社会福祉法人 根室市社会福祉協議会

## 「基本方針」

少子・高齢化の進展や人口減少並びに核家族化などに伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加と家族内の見守りや介護機能の低下、近隣関係や地域コミュニティの弱体化など、人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、地域に暮らす方が、社会的に孤立する可能性が一層高まってきております。

さらには、景気低迷の長期化や厳しい雇用環境などから、経済的困窮も広がってきており、低所得の問題、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、災害時支援の問題、虐待や悪質商法・詐欺など権利擁護の問題など、地域における生活課題は一層深刻化してきており、地域を基盤とした福祉活動のさらなる充実が求められております。

このような中、「ともに助け合い・支え合う」地域づくりを使命とする社協には、こうした地域福祉の課題をしっかりと受け止め、地域のつながりを再構築するための取り組みなど、その解決に向けた取り組みを進めることができます。

本協議会におきましては、住民参加、協働による地域の支え合いなどに係る地域福祉事業などを中心に推進しながら、地域に定着して活動を行うボランティアの育成・発掘やボランティア活動の活性化を推進するため、全道のボランティア実践者の研究協議や交流の場として、北海道社協が主催する「ボランティア愛ランド北海道2015 in ねむろ」の開催に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、昨年から実施している日常生活自立支援事業や本年度から実施する生活困窮者自立支援事業など、権利擁護体制の整備を行い、要支援ができる限り地域で自立した生活をおくることができるよう支援をいたします。

さらに、介護サービス事業においては、介護保険制度の改正に対応することができる経営基盤の確立と利用者本位で信頼される、高い質のサービスを引き続き提供できるよう努めてまいります。

こうした事業を積極的に行うとともに、法人運営については、事務局機能の強化と役職員の資質向上を図るため研修事業への派遣や自主研修事業の実施により、人材育成を図つてまいります。

## 「重点推進項目」

基本方針に基づき、本年度の重点推進項目として、次の5つの項目の取り組みを進めます。

1. 地域福祉・在宅福祉サービスの推進
2. ボランティア活動の推進
3. 福祉関係団体の活動支援と連携の強化
4. 介護保険事業等の健全経営
5. 組織・活動体制の強化

## 「事業計画」

### 1. 地域福祉・在宅福祉サービスの推進

- 市及び道社協からの受託事業と市社協が実施する事業に確実かつ効果的に取り組み、高い質の福祉サービスを提供します。  
また、社協が実施する各事業を通して、地域に暮らす方々の生活課題や福祉ニーズの把握に努め、必要な支援活動や福祉サービスにつなげていけるよう総合相談窓口の利用の促進と、新たな福祉サービスの開拓に努めます。
- 経済的な問題をはじめ、家庭の問題、健康上の問題など、複合的な問題を抱える生活困窮者の自立を支援するため「自立相談支援事業」を市から受託し、生活困窮者の早期の把握と支援を実施します。
- 判断能力に不安がある高齢者や障がいのある方々が、地域で安心して自立した生活が送れるよう日常生活自立支援事業を推進するとともに、市と連携して市民後見制度や法人後見事業などの権利擁護の取り組みについての調査研究を進めます。
- サロン活動、見守り活動など、地域における自主的な福祉活動の普及・充実を支援し、身近に暮らす住民同士がともに生活基盤としている地域において、日常的な交流を図り、地域の見守りや支援体制づくりの気運を高めていきます。

#### (1) 地域福祉・在宅福祉事業の推進

- ①愛の声かけ訪問（ヤクルト配布・安否確認）事業の実施（受託事業）
- ②食の自立支援（配食サービス・安否確認）事業の実施（受託事業）
- ③認知症高齢者見守り事業の実施（受託事業）
- ④外出支援サービス事業の実施（受託事業）
- ⑤生活管理指導員派遣事業の実施（受託事業）
- ⑥生活困窮者自立支援事業の実施（受託事業）
- ⑦日常生活自立支援事業の推進（受託事業）
- ⑧権利擁護制度に関する調査研究
- ⑨町会福祉活動推進事業（地域福祉ボランティアネットワークづくり）の実施
- ⑩小地域福祉活動推進助成事業の実施
- ⑪地域福祉懇談会の実施
- ⑫安心見守り支援事業の実施
- ⑬福祉用具の貸出し事業の推進

#### (2) 相談・援助事業

- ①福祉に関する総合相談業務の利用促進
- ②生活福祉貸付事業等の活用促進（受託事業）
- ③民生・児童委員との連絡調整

#### (3) その他関連事業

- ①戦災殉難者・無縁物故者追悼法要の執行
- ②戦没者遺族会の活動支援

## 2. ボランティア活動の推進

- 北海道社協が主催して、根室市において、全道のボランティア実践者やボランティアに関心を寄せる人々が一堂に会して開催される「ボランティア愛ランド北海道2015 in ねむろ」の実行委員会を管内単位で組成し、市内のボランティア活動の推進と管内のボランティアネットワークの構築を図ります。
- 地域住民の福祉活動やボランティア活動を支援するため、ボランティアコーディネーターの業務を充実し、ボランティア活動のきっかけづくり、人材育成、情報提供などに努めます。
- 学校やボランティア団体と連携し、子どもたちが主体となるボランティア体験活動の場の提供など、次代を担う子どもたちの福祉のこころを育む事業を展開します。
- 災害発生時には「災害救助活動支援に関する協定」により、職員派遣などによる被災地支援活動を行います。
- 災害ボランティアセンターの設置と災害ボランティアセンター運営マニュアル策定の調査検討を行い、市やボランティアと連携し迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するための体制を整備します。

### (1) 地域ボランティア活動の推進

- ①ボランティア愛ランド北海道2015 in ねむろの開催
- ②ボランティアセンターの機能強化
- ③ボランティア活動の推進
- ④福祉教育の推進
- ⑤管内ボランティアネットワーク推進事業への参加

### (2) 災害時ボランティア体制の整備

- ①災害救助活動支援に関する協定による被災地支援
- ②災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの検討
- ③災害用備品の計画的な整備

## 3. 福祉関係団体の活動支援と連携の強化

- 誰もが地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを推進するため、共同募金委員会と連携・協働して、赤い羽根募金運動や歳末助け合い運動を促進します。
- 福祉関係団体との連携を密にし、活力ある団体活動が展開できるよう支援を行います。
- 障がい者やその家族、市民、ボランティアの交流を通して、障がい者が地域で元気に生活できるよう支援します。

### (1) 活動の支援

- ①赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動への協力
- ②福祉ふれあい基金の活用の促進

### (2) 障がい者の福祉活動の支援

- ①障がい者団体等の活動と運営支援
- ②在宅障がい者の社会参加への支援
- ③地域交流事業の推進

- ④ふれあい交流会の開催
- ⑤障がい者スポーツ交流会や障がい者団体交流会への支援

### (3) その他団体への支援

- ①在宅介護者への支援
- ②児童・青少年健全化育成事業への支援

## 4. 介護保険事業等の健全経営

- 平成27年度の介護保険制度改正により、予防給付の訪問介護が全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情にあわせ市町村が実施する介護予防・日常生活総合事業に移行されるが、今後の市の動向を注視して経営に影響を及ぼさないよう努めます。
- 各事業の採算状況やサービの提供状況などを把握し、適切な判断に基づいた効率的で効果的な事業経営に努めます。
- サービスの質の向上を図るため、職員の専門性を高めるとともに、サービス内容の周知や相談業務を積極的に行うなど、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

### (1) 介護保険事業の経営

- ①訪問介護事業の実施
- ②介護予防訪問事業の実施
- ③訪問入浴介護事業の実施
- ④介護予防訪問入浴介護事業の実施
- ⑤居宅介護支援事業の充実

### (2) 障がい福祉サービス事業の経営

- ①居宅介護事業の実施
- ②在宅訪問入浴サービス事業の実施 (受託事業)
- ③同行援護事業の実施
- ④移動支援事業の実施 (受託事業)

## 5. 組織・活動体制の強化

- 平成26年度に策定された根室市の福祉関連計画と整合性を保ち、さらに、制度改正の動向などを踏まえ、地域実践計画を策定し地域福祉活動を推進します。
- 社協機能の強化と業務の効率化を図り、企画提案型社協としての組織体制の強化を図ります。
- 自主財源の確保に向けて、地域福祉推進の事業費となる社協会費、共同募金、寄付金の拡大に努めます。
- 地域福祉を的確に推進するための社協組織の強化と質の高いサービスの提供に向け、行政や関係福祉団体などとの連携を強めるとともに、内部研修の実施と外部研修への自発的、積極的な参加を促すなど、職員の基本的・専門的能力の向上に努めます。
- 市社協の活動などを広く市民に知ってもらい、理解と協力をいただけるよう、社協が実施している介護保険サービス、地域福祉サービス、ボランティア活動などの出前講座を実施します。

- ホームページを活用して、社協情報や福祉情報をタイムリーに発信するなど、広報活動の強化に努めます。

(1) 計画的な社協事業の展開

- ①地域福祉実践計画の策定

(2) 社協組織の活性化

- ①事務局体制の整備

- ②職員の資質向上

- ③福祉・保健・医療・行政機関との連携

- ④民生児童委員協議会や町会連合会、老人クラブ連合会との連携

- ⑤社協事業に対する苦情相談窓口の常設

- ⑥出前講座の開催

(3) 財政運営の効率化

- ①社協会員の加入促進と自主財源の確保

- ②事務処理の効率化とコストの削減

- ③基金制度の活用

- ④共同募金、歳末助け合い運動の促進

- ⑤介護保険事業者、障害福祉サービス事業者としての堅実な経営

(4) 役職員研修の実施と能力開発の充実

- ①各種講演会、研修会の開催

- ②種別研修会、研究会への参加

- ③役職員研修等への参加

(5) 広報活動の強化

- ①社協だより、ボランティア情報通信の発行（年3回）

- ②ホームページによる広報活動

- ③事業パンフレットなどの作成

(6) 指定管理施設の管理運営

- ①福祉会館の効率的・効果的な管理運営及び利用促進